

涼風だより

2018年 夏号 Vol.12
8月9日発行



デイステーション涼風

〒184-0012 小金井市中町 1-7-34

合同会社セルフクリエイト

Tel : 042-316-4543

HP : <http://sc-suzukaze.com/>

Mail : sc-suzukaze@hb.tp1.jp

デイステーション涼風では、利用者様の「リハビリテーション」を目指すために、各自に合わせた訓練や活動を提供しています

<平成 30 年度介護保険改正について> 施設長 作業療法士 石井晴美

またまた、改正の年になりました。今年を目指すポイントは以下のようなものだそうです。はてさて、この改正で、高齢者の暮らしは安心安全に近づくのでしょうか?????

沢山細かいことがあって、その事業をやってもよくわからない程細分化されています。分からないなりに涼風の利用者様に関係しそうな目ぼしいものをいくつか挙げてみます。

- 1 サービス提供時間区分が2時間ごとから1時間ごとになり、長過ぎる時間や短過ぎる時間の報酬が下がりました。涼風は昨年通りの提供時間(5~6時間未満)と報酬です。
- 2 ターミナルケア(みとり)推進のため、看護体制や医療連携体制がより整っている事業体制への加算がつけられました(訪問看護、ケアマネ、各種入所施設が対象)。
- 3 ケアマネの入退院時の関与をより強化するため、医師へ情報提供をした時の加算創設
- 4 ケアマネの質の向上と公正中立を図るためにケアマネ事業所の管理者の要件を主任ケアマネとする⇒主任ケアマネがいないとケアマネ事業所を開設できない。ケアマネが居宅サービスを提案する際、複数の事業所を紹介しなければならない。
- 5 介護医療院の創設⇒今までの介護療養型医療施設や療養病床とどのような違いや利用者にとってのメリットがあるのかよくわからないまま、入院の施設が今までも変化してきました。しかし、名称は覚えておいた方が良いでしょう。
- 6 障害福祉制度の指定を受けた事業所(共生型施設)であれば、基本的に介護保険の指定を受けられる。⇒それまで障害福祉施設にいた人が65歳(介護保険の対象)になってもその施設でサービスを受けられる。
- 7 栄養スクリーニング加算の創設⇒管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、ケアマネに情報を提供した場合の加算(報酬は1回5点=約50円、6か月に1回を限度⇒書面にする手間やコピー代を考えると……でも、涼風では7月より実施しました。利用者にとって必要なサービスだと思うからです)
- 8 リハビリテーションを有効にするための様々な報酬改定が行われましたが、仕組みを更に細分化し、細かな指令が出されたようです。

★こんなにも細かな指令を出して、「こうしたら報酬をあげるよ」と言わないと、利用者にとって適切な必要なサービスができないのでしょうか…ため息が出てしまいます。報酬が点数化されていようといまいと、必要だと思うことを勝手にやってきた身としては、いい加減、「面倒くさいな〜!」と思ってしまうますが、それでは経営者失格ですね。